

## 在外選挙人登録申請の出国時申請のご案内

2018年6月6日  
在アトランタ日本国総領事館

1. 従来、在外選挙人名簿登録申請は、在外公館の窓口に出向いて行う必要がありましたが、2018年6月1日以降、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会選挙人名簿に登録されている方が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外転出時に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して申請（出国時申請）を行うことができるようになりました。詳しくは以下の総務省ホームページを御参照ください。

■総務省ホームページ：

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

2. なお、市区町村に転出届を提出して既に住所を海外に移しており、在外選挙人名簿に登録されていない方は、出国時申請を行うことはできませんが、従来どおり、当館で登録申請を行うことができます。また、登録申請用紙等は以下の当館ホームページからダウンロード出来ます。

■当館ホームページ：

[https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/senkyo\\_00001.html](https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/senkyo_00001.html)

以上